

「学校生活の心得」

石川県立羽松高等学校

1 校則について

(1) 無断欠席・遅刻・早退をしない

- ・やむを得ず、欠席、遅刻、早退をする場合は、必ず保護者を通じて学校に連絡する。
- ・遅刻、早退の際には、職員室にある「遅刻カード」「早退カード」に必要事項を記入し、職員室にいる先生に確認印をもらい、授業担当の先生に提出すること。
- ・各月ごとに遅刻・欠席が多くなってきた生徒には、生徒指導係より本人に注意し、担任より家庭連絡する。
- ・担任・生徒指導係の指導後も改善がみられず、さらに遅刻・欠席が重なったら、本人・保護者召還で管理職より注意する。

(2) 良識ある振る舞い、正しい服装、正しい言葉遣いに努める。

- ① 生活習慣の確立 基本的な生活習慣や学校や社会に通用するマナーをしっかりと身に付ける。
- ② 貴重品の管理 貴重品等は必要であれば、SH時に担任・副担任に預ける。
- ③ 服装 正装（黒・濃紺色系のスーツ）、私服の着用は自由とするが、私服は、学校にふさわしくないものは不可とする。ただし、入学・卒業式、学校行事等の指定された日は正装とする。
- ④ 身だしなみ 高校生として、学校生活の支障や迷惑になるような髪型や服装は認めない。
- ⑤ 言葉遣い・礼儀
 - ・相手に不快を与えるような行為や言葉遣いは厳に慎むこと。
 - ・人に迷惑をかけること。
 - ・職員室等の入退室の際は、きちんと挨拶すること。
 - ・学校を訪れる人に対しては、しっかりと挨拶すること。

(3) その他の禁止事項

- ① 悪質な怠学行為（授業妨害・教師に反抗的な態度を取る・授業のエスケープ等）
- ② 飲酒（ノンアルコール飲料も含む）・喫煙・薬物の使用
- ③ 暴力・恐喝・窃盗行為及び物品や金銭の貸し借り
- ④ 無免許運転、無許可でのバイク・自動車の運転免許取得
- ⑤ 登下校時のバイク・自動車の運転（友人等の二輪車や自動車への乗車も含む）
- ⑥ 考査での不正行為
- ⑦ いじめ行為、スマートフォン等を使った他人への誹謗中傷
- ⑧ 学校へのゲーム機器等の授業に不要な物の持ち込みは禁止する。持ち込んだ場合は保護者へ連絡し、学校で預かる
- ⑨ 器物破損（公共施設、他人の物等を壊す）
- ⑩ 未成年者入場禁止場所への出入り（パチンコ、スナック、カラオケ店等）
- ⑪ 通学定期券・身分証明書等の不正利用
- ⑫ 法律等に違反した政治的活動
- ⑬ その他、高校生としてふさわしくない行動

⑭ 生徒が事故・犯罪に遭わないために、一時的にとる特別な処置に従わない行為

(4) 校内でのスマートフォン等の使用について

- ・校内に入ったら、始業時より終礼終了時までの使用を禁止する。
(その間は、スマートフォン等の電源を切り、カバン等の中に入れ管理する)
- ・使用禁止時間帯において、不正使用等の注意を受けた場合は、生徒指導係より指導する。

(5) 交通事故防止について

交通規則を守り、交通事故の被害者・加害者にならないように十分注意する。
とくに、自転車運転時の交通ルール乗車マナーの遵守に心がける。

2 生徒指導関係の届出について

(1) 自動車運転免許取得等に関して

- ・自動車学校入校は、原則として卒業予定の年次のみ認める。
- ・自動車運転免許証を取得するときは、必ず**自動車運転免許証取得願**を届出し、遵守事項を確認して行動すること。
- ・**自動車運転免許証の取得後であっても在学中の乗車許可はしない。**
- ・原動機付き自転車、自動二輪の運転免許証の取得及び乗車は原則として禁止する。

(2) 就業（アルバイト含む）について

- ・午後からは、学業に支障をきたさない限り、就業（アルバイト含む）を勧める。
- ・就業を希望する生徒は、**就業（アルバイト）許可願**を提出し、所定の手続きをとる。
- ・就業は、原則として**帰宅時間を含めて午後9時までとする。**
(午後10時～早朝5時までの未成年者の深夜労働は法律で禁止されている。)
- ・高校生としてふさわしくない業種での就業（アルバイト）は認めない。
(危険を伴う業種での就労、スナックや居酒屋などの飲酒を伴う接客業務等)
- ・入学生（転編入学生も含む）のアルバイトは、原則として10月以降とする。

(3) その他の届出・許可願について

- ・旅行等で生徒旅客運賃割引証が必要な場合は、**学割証交付願**を提出すること。

※以上の「学校生活の心得」に記載された事項に違反した時は、その程度により

厳しい措置を講じる。